

旭川市ステップアップ支援プログラム実施要領（生活困窮者対象）

1 趣旨

この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、就労意欲や生活能力・対人能力・社会適応能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える生活困窮者に対して、就労意欲の喚起を図り、円滑に既存の就労支援策につなげるための一貫した支援を行うことを目的とする就労準備支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体及び事業受託者

本事業の実施主体は旭川市とし、事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、その他の民間団体等に事業の全部を委託して実施する。

3 対象者

本事業の支援対象者は、就労意欲や生活能力・対人能力・社会適応能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える生活困窮者とする。

- （1）生活習慣の形成が必要な者（日常生活自立支援段階）
- （2）生活習慣は確立しているが、社会参加のために支援が必要な者（社会生活自立支援段階）
- （3）直ちに一般就労に就くことが難しい者（就労自立支援段階）

4 内容

（1）日常生活自立支援

社会参加に必要な生活習慣の形成や回復のため、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行い、自らの健康・生活管理を行う意識の醸成を行う。

（2）社会生活自立支援

社会的なつながりの重要性の認識と就労意欲の喚起を図るため、ボランティア活動等への参加などの訓練を行い、社会参加能力の習得を目指す。

（3）就労自立支援

職場見学・就労体験等の場を提供し、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を目指す。

5 実施期間

対象者に対する支援は、原則として6か月を基本とした期間を設定する。ただし、必要に応じて期間を短縮・延長する。

6 他の就労支援との連携

本事業の支援により一般就労に向けた準備が一定程度整ったと判断される支援対象者については、旭川市自立サポートセンター（以下「センター」という。）による支援への移行を検討し、センターの就労支援員等の関係者と連携する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。